

＜記載例＞ （記載例の解説及び注意事項等は、5ページ以下を御覧ください。）

* この記載例は、相続人である子2人が自筆証書遺言により、相続財産中の不動産をそれぞれ2分の1ずつ相続した場合のものであります。

※ 受付シールを貼るスペースになりますので、この部分には何も記載しないでください。

登 記 申 請 書

登記の目的 所有権移転

原 因 令和1年6月20日相続（注1）

相 続 人 （被相続人 法 務 太 郎）（注2）

〇〇郡〇〇町〇〇34番地

（住民票コード12345678901）（注3）

（申請人） 持分2分の1 法 務 一 郎 印（注4）

〇〇市〇〇町三丁目45番6号

（申請人） 持分2分の1 法 務 温 子 印

連絡先の電話番号 〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇（注5）

添付情報

登記原因証明情報（注6）住所証明情報（注7）

登記識別情報の通知を希望しません。（注8）

令和1年7月1日申請 〇〇 法務局（又は地方法務局）〇〇支局（又は出張所）

課 税 価 格 金 2, 0 0 0 万円（注9）

登 録 免 許 税 金 8 0, 0 0 0 円（注10）

不動産の表示（注11）

不動産番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 （注12）

所 在 〇〇市〇〇町一丁目

地 番 2 3 番

地 目 宅 地

地 積 1 2 3 ・ 4 5 平方メートル

不動産番号 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2

所 在 〇〇市〇〇町一丁目23番地

家 屋 番 号 2 3 番

種 類 居 宅

構 造 木 造 かわらぶき 2 階 建

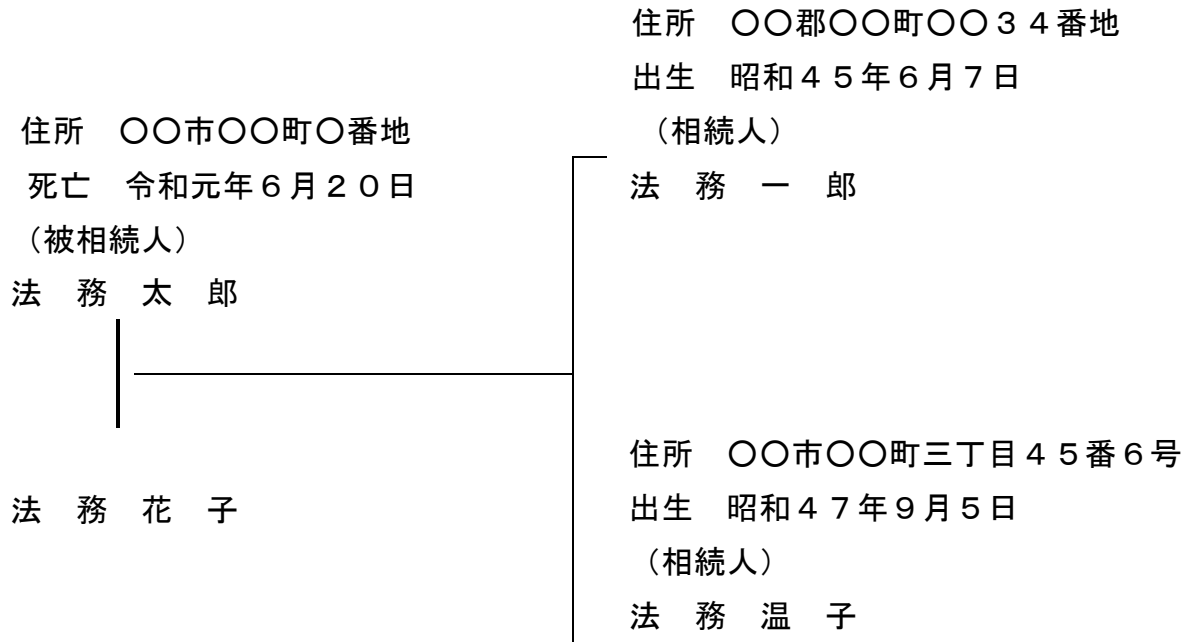
床 面 積 1 階 4 3 ・ 0 0 平方メートル

2 階 2 1 ・ 3 4 平方メートル

契印 (注 13)

相続関係説明図例（注14）

被相続人 法務太郎 相続関係説明図



* これは、記載例です。この記載例を参考に、相続の結果に応じて作成してください。

委任状の例（注15）

委 任 状

私は、〇〇市〇〇町〇〇番地 乙野二郎 に、次の権限を委任します。

- 1 下記の登記に関し、登記申請書を作成すること及び当該登記の申請に必要な書面と共に登記申請書を管轄登記所に提出すること
- 2 登記が完了した後に通知される登記識別情報通知書及び登記完了証を受領すること
- 3 登記の申請に不備がある場合に、当該登記の申請を取下げ、又は補正すること
- 4 登記に係る登録免許税の還付金を受領すること
- 5 上記1から4までのほか、下記の登記の申請に関し必要な一切の権限

令和元年7月1日

〇〇郡〇〇町〇〇34番地
法務一郎 印（注16）

〇〇市〇〇町三丁目45番6号
法務温子 印（注16）

記

登記の目的 所有権移転

原 因 令和元年6月20日相続

相 続 人 （被相続人 法務太郎）
〇〇郡〇〇町〇〇34番地 持分2分の1 法務一郎
〇〇市〇〇町三丁目45番6号 持分2分の1 法務温子

不動産の表示

所 在 〇〇市〇〇町一丁目
地 番 23番
地 目 宅地
地 積 123・45平方メートル

所 在 〇〇市〇〇町一丁目23番地
家屋番号 23番
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき2階建
床 面 積 1階 43・00平方メートル
2階 21・34平方メートル

* これは、記載例です。この記載例を参考に、申請の内容に応じて作成してください。

<記載における注意事項等>

◎自筆証書による遺言に関する注意点

登記手続に際して、登記所に自筆証書遺言（遺言書保管法に基づき法務局に保管されている遺言書を除く。）を提出する場合、家庭裁判所の検認済証明書付きのものであることを要します。

（注1） 遺言書が書かれた日ではなく、被相続人（死亡した方）が死亡した日（戸籍上の死亡日）を記載します。

（注2） 被相続人（死亡した方）の氏名を記載します。

（注3） 住民票コード（住民基本台帳法第7条第13号に規定されているもの）を記載した場合、添付情報として住所証明情報（住民票の写し）の提出を省略することができます。

（注4） 相続する持分、相続人の住所及び氏名を記載し、申請人（相続人の1人が申請することもできますが、その場合、申請人にならない方には登記識別情報が通知されません。）が末尾に押印します（認印で結構です）。相続人の住所及び氏名は、住民票の写しに記載されているとおりに正確に記載してください。持分は、遺言書に記載されている持分と一致している必要があります。

なお、外国人の方については、「ジョン・スミス（JOHN SMITH）」のように、括弧書きでローマ字氏名を併記してください。

また、住所が海外の場合、国内における連絡先となる者の氏名・住所等も記載してください。

（詳細はこちら（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00589.html））

（注5） 申請書の記載内容等に補正すべき点がある場合に、登記所の担当者から連絡するための連絡先の電話番号（平日の日中に連絡を受けることができるもの。携帯電話の電話番号でも差し支えありません。）を記載してください。

（注6） 登記原因証明情報として、遺言書及び被相続人が死亡した事実が分かる被相続人の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は除籍全部事項証明書（除籍謄本）並びに相続人であることが分かる相続人の戸籍全部（個人）事項証明書（戸籍謄抄本）を添付します（被相続人が死亡した日以後の証明日のものがが必要です）。被相続人の死亡の記載がある戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等と重複するものがある場合には、重ねて提出する必要はありません。

また、法定相続情報証明制度を御利用いただいている場合には、法定相続情報一覧図の写しを提出するか、法定相続情報番号（法定相続情報一覧図の写しの右上に記載された番号）を申請書に記載することで、被相続人が死亡した事実が分かる被相続人の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は除籍全部事項証明書（除籍謄本）並びに相続人であることが分かる相続人の戸籍全部（個人）事項証明書（戸籍謄抄本）の添付に代えることができます。法定相続情報証明制度の具体的な手続については、こちら（<https://>

houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html)を参照してください。

戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)等の集め方が分からない場合には、本籍地又は最寄りの市区町村役場にお問い合わせください。

また、被相続人の最後の氏名及び住所が登記記録上の氏名及び住所と異なる場合や被相続人の本籍が登記記録上の住所と異なる場合には、被相続人が登記記録上の登記名義人であることが分かる被相続人の本籍の記載のある住民票の除票又は戸籍の表示の記載のある戸籍の附票の写し等が必要となります。

「相続関係説明図」を提出された場合には、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)等の原本をお返しすることができます(注15参照)。遺言書については、別にその謄本を提出する必要があります。

(注7) 申請に係る不動産を相続することになった相続人全員の住民票の写しです。住民票コードを記載した場合(注3)は、提出する必要はありません。

なお、住民票の写しは、マイナンバー(個人番号)が記載されていないものを提出してください。

また、登記原因証明情報として法定相続情報一覧図の写しを提出する場合において、当該一覧図の写しに相続人の方の現在の住所が記載されている場合には、住所証明情報の添付に代えることができます。

(注8) 登記識別情報の通知を希望しない場合には、□にチェックをします。

登記権利者が複数人いる場合は、登記権利者ごとに希望しない旨を申し出ることができます。

(注9) 課税価格、登録免許税の計算方法は、「登録免許税の計算(<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/001325692.pdf>)」を参照してください。

なお、登録免許税が免除される場合には、課税価格の記載は不要です。

(注10) 登録免許税額を記載します。登録免許税が免除される場合には、登録免許税額の記載に代えて免除の根拠となる法令の条項を記載します。また、登録免許税が軽減される場合には、登録免許税額の記載に加えて軽減の根拠となる法令の条項を記載します(免除又は軽減について証明書の提供が必要な場合は、申請書と共に証明書を提出する必要があります)。

なお、登録免許税を現金納付する場合はその領収書を貼り付けた用紙を、収入印紙で納付する場合には収入印紙(割印や消印はしないでください。)を貼り付けた用紙を、申請書と一括してつづり、申請人又はその代理人がつづり目に必ず契印をしてください(注13参照。なお、申請人が2人以上いる場合は、そのうちの1人が契印することで差し支えありません)。

(注11) 登記の申請をする不動産を、登記記録(登記事項証明書)に記載されているとおりに正確に記載してください。

(注12) 不動産番号を記載した場合は、土地の所在、地番、地目及び地積(建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積)の記載を省略することができます。

(注 13) 申請書が複数枚にわたる場合は、申請人又はその代理人は、各用紙のつづり目に必ず契印をしてください（申請人が2人以上いる場合は、そのうちの1人が契印することで差し支えありません。）。

(注 14) 「相続関係説明図」が提出された場合には、申請書に添付した登記原因証明情報として提出された戸籍全部（個人）事項証明書（戸籍謄抄本）、除籍事項証明書（除籍謄本）を、登記の調査が終了した後にお返しすることができません（これを原本還付の手続といいます。）。

(注 15) 代理人に登記の申請を委任する場合の委任状の様式は、4 ページのとおりです（この場合、申請書に代理人についての記載等が必要です。）。

(注 16) 委任者の印は、認印で結構です。

***お知らせ（令和6年4月1日からの新ルール）**

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。

令和6年4月1日より前に開始した相続についても、その相続登記をしていない場合には、義務化の対象となります。

また、相続人が、遺贈により不動産を取得した場合についても同様に、その所有権移転登記の申請が義務化されます。

なお、正当な理由がないにもかかわらず、法定の期間内に、これらの申請をしなかった場合には、10万円以下の過料が科されることがあります。

詳しくは、法務省ホームページでご案内しています。

(参考) 法務省ホームページ

「相続登記の申請義務化特設ページ」

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00590.html